

○つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱

平成26年2月17日告示第13号

つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 テレマーケティング関連産業の立地を促進し、テレマーケティング関連産業の振興及び市民の雇用機会の拡大を図るため、市の誘致企業に対し、毎年度の予算の範囲内において、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年2月つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の誘致企業 次のアからウまでのいずれかに該当する企業で、市長が市の誘致企業として認めたものをいう。
 - ア 県外に本社を有する企業
 - イ アに規定する企業により市内に設立された企業
 - ウ イに規定する企業が設立した企業
- (2) 従業員等 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に定める被保険者として雇用されている者（同法第38条第1項に規定する 短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働 被保険者を除く。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に定める労働者派遣契約に基づき、当該企業で業務に従事する者をいう。
- (3) テレマーケティング関連企業 通信とコンピュータを利用して、顧客サービス（相談、案内、調査、受発注、管理、運用等）の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業をいう。
- (4) 地元従業員 市の誘致企業の従業員等のうち、当該企業に勤務を開始する日の前日まで3箇月以上継続して市内に住所を有していた者

(補助対象企業)

第3条 補助金の交付の対象となる企業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市の誘致企業であること。
- (2) テレマーケティング関連企業であること。
- (3) 操業開始時点において、当該企業の市内から雇用する従業員等が10人以上であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。ただし、第1号については、交付決定期間の各月末時において、当該企業の市内から雇用する従業員等が10人未満の場合は、当該月に係る補助金を支給しない。

- (1) 貸しオフィス等賃料に要する経費 4分の1
- (2) 地元従業員の雇用に要する経費 当該企業における新規雇用の地元従業員のうち、補助期間における各年度の末日（補助期間の最終年度については補助期間の末日）において、当該企業に6箇月以上継続して雇用されている者の数が10人を超える部分の人数1人につき50万円を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次の各号の額を合算した額とする。

- (1) 貸しオフィス等賃料に要する経費 前条第1号により算出した額又は年額700万円のいずれか低い額
- (2) 地元従業員の雇用に要する経費 前条第2号により算出した額又は3,000万円のいずれか低い額。ただし、補助期間内通算で、年度ごとに増加した人数分（退職者の補充に伴い新たに雇い入れる人数を除く。）について補助する。

(補助期間及び限度額)

第6条 この告示により補助金の交付を受ける企業に係る補助期間は36箇月以内とし、その期間の補助金総額の限度額は、第4条第1号に規定する経費の合計額については2,000万円とし、第4条第2号に規定する経費については、3,000万円とする。

(申請書等)

第7条 補助金等の交付を申請しようとする者は、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 会社概要書及び事業計画概要書
- (2) 従業員等名簿

- (3) 定款の写し及び登記簿謄本
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿の写し
- (5) 地元従業員に該当することを証する住民票の写し又は戸籍の附票の写し（第4条第2号に規定する経費について補助申請する場合において、申請時に採用となっていない地元従業員については、採用後に提出するものとする。）
- (6) 操業開始後最初の地元従業員を採用する月の前月の末日における従業員数を確認できる書類（第4条第2号に規定する経費について補助申請する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、補助開始月の前月の20日までとする。ただし、補助開始月が4月の場合は4月20日を提出期限とし、前年度から引き続き交付を受けようとする場合は5月20日を提出期限とする。

（補助金交付の条件）

第8条 補助金の交付を決定した場合は、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更する場合において、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合において、市長の承認を受けること。
- (3) 雇用の状況その他事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から10年間保管しておくこと。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、補助事業の完了後一括して交付する。ただし、補助金の交付に係る年度の上半期終了後、上半期までの補助事業の実績に基づき算出される額（第4条第1号に規定する経費に係る額に限る。）又は交付決定額（第4条第1号に規定する経費に係る額に限る。）を月割にした上半期分の額のいずれか低い額を限度とし、概算払により交付することができる。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求は、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金請求書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、次のとおり行うものとする。

- (1) 補助金の交付に係る年度の上半期終了後、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進事業上半期状況報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提

出する。

ア 貸しオフィス等の所有者との間で締結した賃貸借契約書の写し（第4条第1号に規定する経費について補助申請した場合に限る。）

イ 上半期の貸しオフィス賃借料を支払ったことを証する書類の写し（第4条第1号に規定する経費について補助申請した場合に限る。）

ウ 上半期に従業員等を雇用したことを証する書類の写し

エ 上半期に地元従業員を継続して雇用したことを証する書類の写し（第4条第2号に規定する経費について補助申請した場合に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付決定期間内において、当該事業所の市内から雇用する従業員等が10人未満となった場合は、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進事業雇用人数異動状況報告書（様式第4号）に従業員名簿を添付し、翌月20日までに市長に提出する。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進事業完了実績報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 貸しオフィス等の所有者との間で締結した賃貸借契約書の写し（第4条第1号に規定する経費について補助申請した場合に限る。）

(2) 貸しオフィス賃借料を支払ったことを証する書類の写し（第4条第1号に規定する経費について補助申請した場合に限る。）

(3) 従業員等を雇用したことを証する書類の写し

(4) 地元従業員を継続して雇用したことを証する書類の写し（第4条第2号に規定する経費について補助申請した場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

つがる市長

所在地
会社名
代表者

印

つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付申請書

下記のとおり、テレマーケティング関連産業立地促進事業を実施するので、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱第7条により、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金を交付して下さるよう、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の申請するテレマーケティング関連企業

名称・代表者氏名	
本社所在地	
業 種	
資 本 金	
市内事業所名	
市内事業所所在地	
市内事業所従業員数	
操 業 開 始 日	
会社側担当者名	
担当者電話番号	

2 補助金交付申請額 円
(補助金額計算書添付)

3 関係書類

つがる市長

所在地
会社名
代表者

印

つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金請求書（精算・概算）

¥ —

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったテレマーケティング関連産業立地促進費補助金として、上記の金額を請求します。

確定補助金額 (交付決定金額) (A)	交付済み額 (B)	残額 (A - B)	今回請求額

つがる市長

所在地

会社名

代表者

印

つがる市テレマーケティング関連産業立地促進事業上半期状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったテレマーケティング関連産業立地促進事業の上半期の状況について、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 テレマーケティング関連企業が実施した事業の状況（上半期分）

市内事業所名	
住 所	
業 種	
操 業 開 始 日	
事業に要した経費	
(1)オフィス賃貸料	
(2)雇用奨励費	
補助金相当額 (補助金額計算書添付)	

2 関係書類

つがる市長

所在地
会社名
代表者 印

つがる市テレマーケティング関連産業立地促進事業雇用人数異動状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったテレマーケティング関連産業立地促進事業について、従業員等の雇用人数に異動がありましたので、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 テレマーケティング関連企業が実施した事業の状況

- (1) 異動発生日 年 月 日
- (2) 異動の内容

新規雇用従業員数		
①当初申請従業員等人数		(人)
②減少従業員等人数		(人)
③現時点従業員等人数	①-②	(人)
④今後増加従業員等人数 (月までを予定)		(人)
⑤事業完了時従業員等予定人数	③+④	(人)

2 関係書類

つがる市長

所在地
会社名
代表者 印

つがる市テレマーケティング関連産業立地促進事業完了（年度終了）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったテレマーケティング関連産業立地促進事業が完了したので（年度の実績について）、つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 テレマーケティング関連企業が実施した事業の状況

市 内 事 業 所 名	
住 所	
業 種	
操 業 開 始 日	
事 業 に 要 し た 経 費	
市 内 事 業 所 名	
(1) オフィス賃貸料	
(2) 雇用奨励費	
補 助 金 相 当 額 (補 助 金 額 計 算 書 添 付)	

2 関係書類